

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 11 日

郡上市長 日置 敏明

記

【実質化された人・農地プラン】

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北・阿瀬尾地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 10 月 10 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・外部担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・農業経営については、5 から 10 年後に現状の農業経営を予定している農家を中心に  
して農業経営を推進する。
- ・営農環境保全については、農業経営者だけでなく農業後継者や集落住民の理解を図り  
ながら各支援制度を活用した継続した環境保全活動を行う。
- ・外部担い手への農地貸付も検討しながら、耕作放棄地の解消に向けた協議を行う。
- ・外部担い手への農地貸付を検討することと合わせて、農地中間管理事業について集落  
の理解を図りながら、理解を得られた農家、地権者から中間管理権の設定を図る。